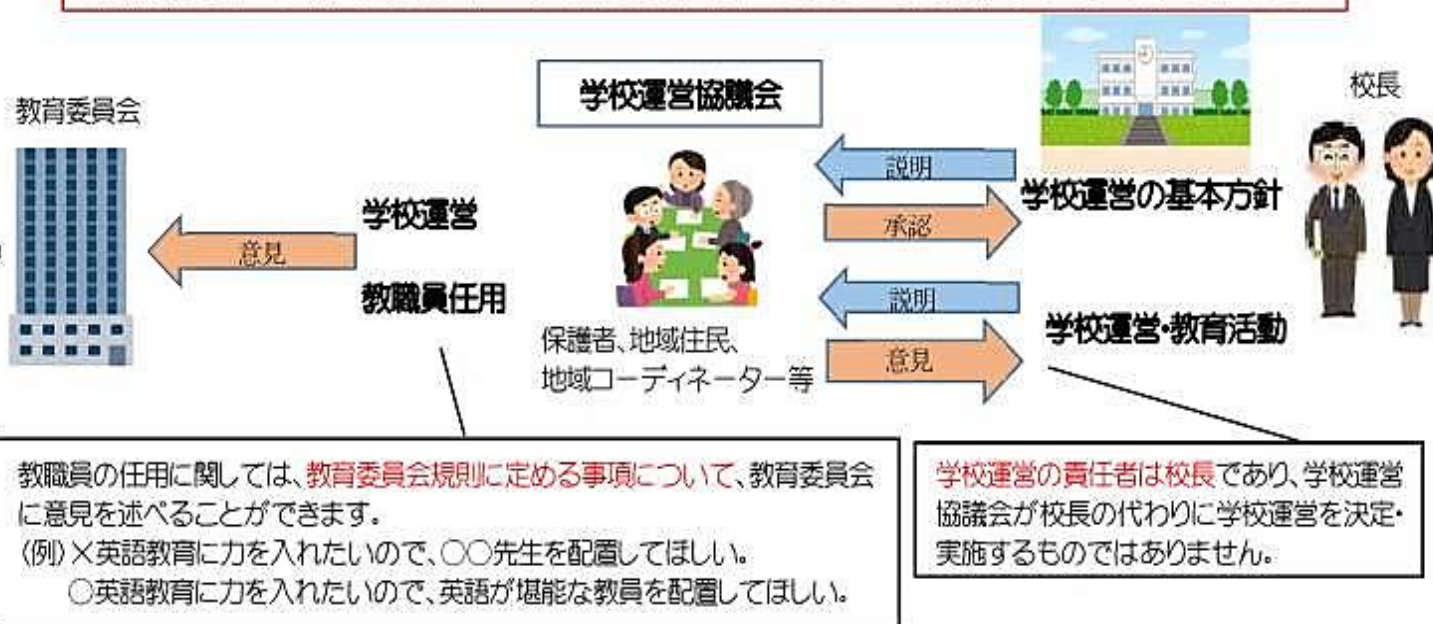


コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み

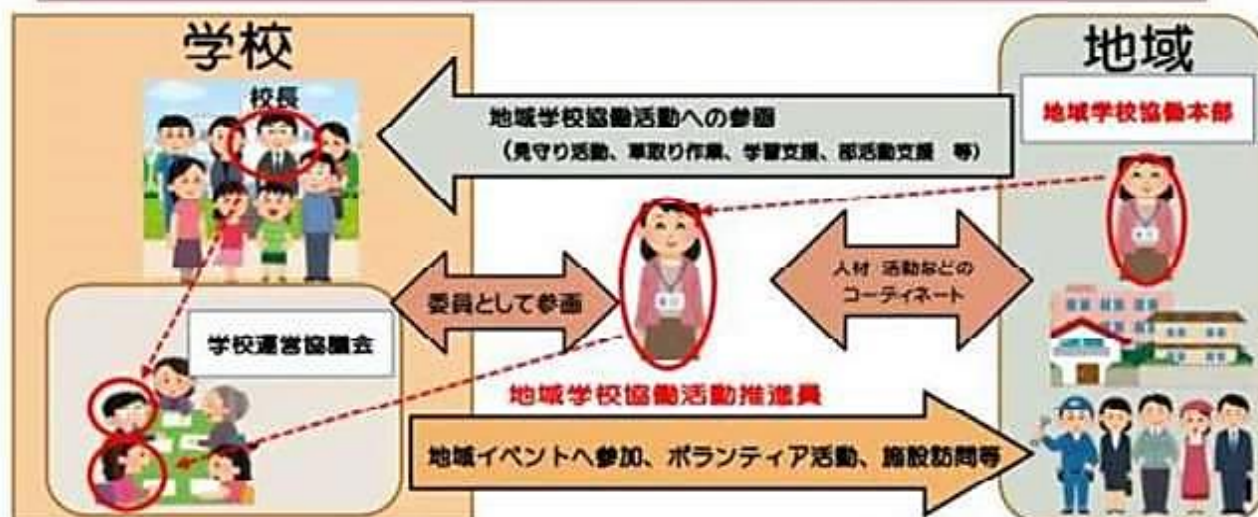
☆保護者や地域住民等が、一定の権限や責任を持って学校運営に参画する仕組み



さらに「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」が一体的に機能すると・・・

「学校」と「地域学校協働本部」と「地域」の関係

☆目標・ビジョンの共有を通じて、学校と地域の更なる連携・協働が推進される



「地域学校協働本部」の機能

- ①コーディネート機能(学校と地域の連絡調整、ボランティアの確保 等)
- ②多様な活動(より多くの地域住民の参画による特色のある取組の推進)
- ③継続的な活動(多様な活動の継続的・安定的実施)

地域学校協働活動推進員について

【社会教育法 第九条の七】
 地域学校協働活動推進員は、学校関係者や地域の方々との連絡調整、地域のボランティア・講師の確保、活動の企画調整を行います。

(平成29年3月改正)